

~~(削る)~~

~~(削る)~~

~~6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算~~

~~注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。~~

~~イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数~~

~~ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数~~

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	<u>258単位</u>
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>407単位</u>
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>592単位</u>
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>741単位</u>
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>891単位</u>
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,040単位</u>

~~ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数~~

~~6 福祉・介護職員処遇改善特別加算~~

~~注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。~~

~~7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算~~

~~注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。~~

~~イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数~~

~~ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数~~

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	<u>255単位</u>
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>403単位</u>
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>587単位</u>
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>735単位</u>
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>884単位</u>
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,032単位</u>

ト	所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	<u>1,191単位</u>
チ	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>1,340単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	<u>1,491単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	<u>1,641単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	<u>1,791単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	<u>1,940単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	<u>2,091単位</u>
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	<u>2,240単位</u>
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	<u>2,391単位</u>
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	<u>2,540単位</u>

注 1～8 (略)

9 注 8 の加算が算定されている指定行動援護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に 1 回につき所定単位数に 50 単位を加算する。

10 指定障害福祉サービス基準第 43 条第 2 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

11 (略)

2～4 の 2 (略)

#### 5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6 において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし

ト	所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	<u>1,182単位</u>
チ	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>1,330単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	<u>1,480単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	<u>1,628単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	<u>1,777単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	<u>1,925単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	<u>2,075単位</u>
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	<u>2,223単位</u>
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	<u>2,373単位</u>
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	<u>2,520単位</u>

注 1～8 (略)

(新設)

(新設)

9 (略)

2～4 の 2 (略)

#### 5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6 及び 7において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成 33 年 3 月 31 日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定

、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の175に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

#### 6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2ま

める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の250に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### 6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

#### 7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2ま

でにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数  
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から4の2ま  
でにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

第5 療養介護

~~1 療養介護サービス費(1日につき)~~

~~イ 療養介護サービス費~~

~~(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)~~

- ~~① 利用定員が40人以下~~ 965単位
- ~~② 利用定員が41人以上60人以下~~ 939単位
- ~~③ 利用定員が61人以上80人以下~~ 891単位
- ~~④ 利用定員が81人以上~~ 853単位

~~(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)~~

- ~~① 利用定員が40人以下~~ 703単位
- ~~② 利用定員が41人以上60人以下~~ 667単位
- ~~③ 利用定員が61人以上80人以下~~ 619単位
- ~~④ 利用定員が81人以上~~ 589単位

~~(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)~~

- ~~① 利用定員が40人以下~~ 556単位
- ~~② 利用定員が41人以上60人以下~~ 527単位
- ~~③ 利用定員が61人以上80人以下~~ 497単位
- ~~④ 利用定員が81人以上~~ 475単位

~~(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)~~

- ~~① 利用定員が40人以下~~ 445単位
- ~~② 利用定員が41人以上60人以下~~ 409単位
- ~~③ 利用定員が61人以上80人以下~~ 381単位
- ~~④ 利用定員が81人以上~~ 361単位

~~(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)~~

- ~~① 利用定員が40人以下~~ 445単位
- ~~② 利用定員が41人以上60人以下~~ 409単位
- ~~③ 利用定員が61人以上80人以下~~ 381単位
- ~~④ 利用定員が81人以上~~ 361単位

でにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数  
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から4の2ま  
でにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

第5 療養介護

~~1 療養介護サービス費(1日につき)~~

~~イ 療養介護サービス費~~

~~(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)~~

- ~~① 利用定員が40人以下~~ 948単位
- ~~② 利用定員が41人以上60人以下~~ 922単位
- ~~③ 利用定員が61人以上80人以下~~ 875単位
- ~~④ 利用定員が81人以上~~ 838単位

~~(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)~~

- ~~① 利用定員が40人以下~~ 690単位
- ~~② 利用定員が41人以上60人以下~~ 655単位
- ~~③ 利用定員が61人以上80人以下~~ 608単位
- ~~④ 利用定員が81人以上~~ 578単位

~~(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)~~

- ~~① 利用定員が40人以下~~ 546単位
- ~~② 利用定員が41人以上60人以下~~ 517単位
- ~~③ 利用定員が61人以上80人以下~~ 488単位
- ~~④ 利用定員が81人以上~~ 466単位

~~(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)~~

- ~~① 利用定員が40人以下~~ 437単位
- ~~② 利用定員が41人以上60人以下~~ 401単位
- ~~③ 利用定員が61人以上80人以下~~ 374単位
- ~~④ 利用定員が81人以上~~ 354単位

~~(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)~~

- ~~① 利用定員が40人以下~~ 437単位
- ~~② 利用定員が41人以上60人以下~~ 401単位
- ~~③ 利用定員が61人以上80人以下~~ 374単位
- ~~④ 利用定員が81人以上~~ 354単位